







- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又はイの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## 10 スケジュール

契約締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

- 2月28日（金）参加申込書提出期限
- 3月2日（月）質問受付期限
- 3月9日（月）企画提案書提出期限
- 3月中旬 審査会、審査結果通知
- 3月下旬 協定締結等の協議、協定締結

## 11 その他

- (1) 企画提案書の無効
  - 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
- (2) 参加費用等
  - 本プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
  - ア 提出期限後の企画提案書の加筆修正は認めない。
  - イ 企画提案書は返却しない。